

資源物の持ち去り防止に係る 川西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

1 「川西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正について

(1) 資源物の持ち去り対策について

① 現状と課題

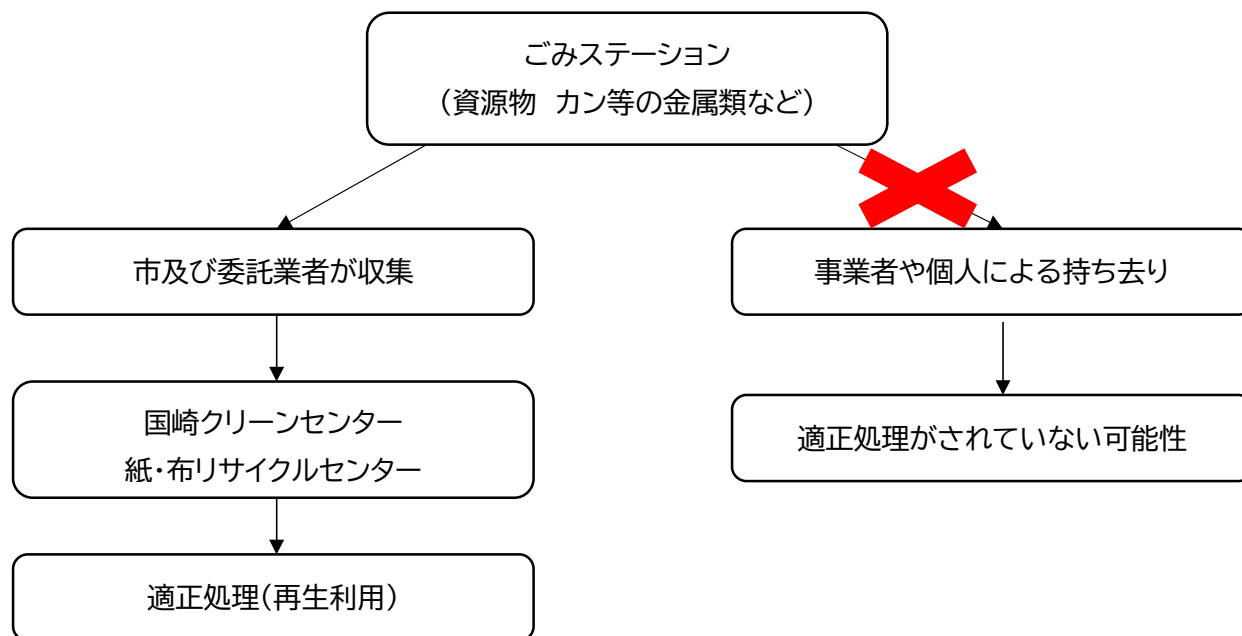
- ・不定期に市民から情報提供を受けており、持ち去られる資源物は、カンや不燃ごみの金属類や古紙類が多い。
- ・市全域から情報提供があり、令和5年度には北部住宅団地の現地調査で現認している。
- ・ごみステーションに排出されたものは民法上の「無主物」であり、持ち去りを禁止するには法的根拠を必要とする。

② 影響

- ・資源物の持ち去りは、分別意識への影響、騒音やごみの散乱等生活環境の悪化を招くだけでなく、収集した一部の資源物は有価物として収益となることから、リサイクル行政に支障をきたす可能性がある。

③ 対応

- ・市一般廃棄物処理基本計画の基本方針3「資源循環と環境に配慮した収集処理の推進」の基本施策「安心・安全な収集処理の実現」の具体的施策として「資源物の持ち去り等への対策」を位置付けている。
- ・市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に、持ち去りを禁止する条項を追加するなどの改正を行う。



(2) その他の見直しについて

- ・市の責務の追加や実務に合わせた条文の見直しを行います。

2 「川西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正(案)の概要

現行の条文に、以下の内容を追加、見直しを行います。

(1)資源物の持ち去り対策

ごみステーションの管理 (第 11 条)	ごみステーションの認定及び適切な利用、管理について明記します。
資源物の収集又は運搬の禁止 (第 18 条)	市及び委託業者以外の者は、ごみステーション等に排出された資源物(缶、古紙類等)を収集・運搬してはならないことを明記します。
公表(第 19 条)	違反者が市の命令に従わない場合、その旨を公表できることを明記します。

(2)その他の見直し

市の責務(第 3 条)	市の廃棄物の減量、処理等に関する責務を明記します。
清潔の保持(第 5 条)	市長が計画を定める大掃除に関する規定を見直します。

3 条例改正にかかるスケジュール(案)について

令和 7 年 12 月議会での上程を予定しています。

(1)条例改正まで

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
ヒアリング 現地調査									
議員協議会			6/20			●			
パブリックコメント									
市議会									●

(2)条例改正後

- ・周知活動:広報誌、ホームページ、SNS での周知
ごみステーション等への注意看板の掲示
自治会、コミュニティへの周知と協力依頼
- ・状況把握:ごみステーション利用者の協力による情報収集
情報収集により、現地調査などの対応を実施